AFTC INFORMATION

2019年6月5日

『メーカー保証継承』することができる中古車を 販売する際の留意点について

当協議会に寄せられる中古車の不具合に関する消費者相談の中には、中古車を購入する際、「メーカー保証継承をすることはできないと言われた」、あるいは、「メーカー保証継承について一切説明がなかった」ため、高額な販売店の保証を付けて購入したところ、後になって、保証継承の手続きをすれば、安価な費用で保証内容の充実したメーカー保証を継承することができることを知ったユーザーと販売店との間でトラブルになるケースが見受けられます。

会員の皆様におかれましては、ユーザーとのトラブルを防止するため、メーカー保証継承することができる中古車を販売する際は、保証継承できる旨を積極的に説明するとともに、本資料を参考に適切な対応を行っていただきますよう、お願いいたします。

トラブル相談の一例

◆ 中古車(登録済未使用車)を購入する際、メーカー保証を継承することはできないと言われ、販売店の保証(9万円)を付けて購入した。後日、整備のためディーラーに入庫したところ、1.5万円程度の費用を払えばメーカー保証を継承することができることが分かった。

メーカー保証を継承することができるのであれば、高額な販売店保証は付けなかった。 販売店保証をキャンセルすることはできないか。

◆ 12万円の販売店の保証を付けて中古車を購入したが、納車後にエンジンの調子が悪くなったので保証で直そうとしたところ、販売店から、「保証対象外なので修理費用が30~40万円かかります」と言われた。納得できないのでディーラーに持ち込んだところ、「メーカー保証の継承手続きをすれば部品代1万2000円で修理できます」と説明され、初めて中古車でもメーカー保証を引き継ぐことができることを知った。

商談時に説明されていれば、12万円も出して販売店保証を付けることはなかった。 販売店は、自社の保証を付けさせるために黙っていたのではないか。販売店に騙された。

⇒「適切な販売対応」は次ページ参照

この件に関するお問い合わせは・・・

一般社団法人自動車公正取引協議会の昭和業務部まで

TEL 03-5511-2111 FAX 03-5511-2112

適切な販売対応

- ◆ メーカー保証継承することができる中古車を販売する際は、保証継承することができる 旨及び以下の内容を積極的に説明して下さい。
- ① メーカー保証の内容 ―― 一般保証・特別保証の保証対象、保証期間・走行距離(残存期間・走行距離)
- ② 保証継承の条件 ―― 違法な改造及びメーカー純正以外の部品を使用していない こと、保証書があること
- ③ 保証継承手続き 購入者の名義に変更後、メーカー系列販売店において12か 月点検相当の点検を受けること
- ◆ ユーザーとのトラブルを防止するため、販売店の保証や保証会社の保証等を勧める際には、上記の説明をした上で、保証内容(保証対象や保証期間・走行距離数等)の詳細や 費用等について説明し、ユーザーが当該保証を購入するかどうかの選択をすることができるようにして下さい。